

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和6年度		
施設名	秋田県中央地区老人福祉総合エリア	設置年	平成 9 年
所在地	秋田市御所野下堤 5丁目 1-1		
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団		
県所管課	長寿社会	課 調整・長寿社会推進	チーム

1 施設の概要

設置目的	利用者一人一人が、豊かで安らぎのある自分らしいライフステージを築けるようサポートするとともに、地域・世代間交流、健康増進、生きがいづくりの拠点として、多様なサービスを提供する。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための					
施設の面積	敷地面積166,746.60㎡ 延床面積9,344.55㎡					
主な設置施設	コミュニティセンター、屋内運動広場、プール 等					
指定管理業務の内容	料金制	有（利用料金併用制）				
	料金設定	別紙参照				
	サウンディング実施対象施設※	○				
	指定期間	R3.4.1 ～ R8.3.31				
	営業期間・時間	・休館日/毎週月曜日(祝祭日の場合は直後の平日) ・開館時間/9:00～19:00				
	①使用の許可、使用許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 ②施設及び設備の維持管理に関する業務 ③施設の利用を通じた高齢者の健康増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務					
自主事業の内容	①健康増進事業②親子体験教室③世代間交流④エリア感謝祭⑤作品展示コーナーの提供⑥広報活動⑦各種定期教室					
直近3年の年間利用者数	R4	77,335 人	R5	89,080 人	R6	84,873 人
直近3年の年間利用収入	R4	26,605 千円	R5	30,022 千円	R6	27,212 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R2	R3	R4	R5	R6
収入 計		156,052	151,823	131,248	133,425	129,339
利用料金収入		32,734	29,883	26,605	30,022	27,212
指定管理料		122,797	121,059	104,559	103,271	102,000
その他収入		521	881	84	132	127
支出 計		149,864	146,789	133,850	129,168	134,593
人件費		61,724	57,045	49,495	50,050	51,190
光熱水費		43,178	44,488	41,266	38,844	38,248
修繕費		4,255	5,683	6,186	3,976	2,335
外部委託費		11,442	11,486	11,261	11,274	20,873
その他経費		29,265	28,087	25,642	25,024	21,947
差 引		6,188	5,034	▲ 2,602	4,257	▲ 5,254

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

<観点Ⅰ> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和6年度 の目標	利用者数87,960人
--------------	-------------

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	実績	84,873	達成率	96.5%	
	具体的な 取組と その効果	・「エリアだより」を毎月発行し、市民サービスセンターへ配布・御所野町内へ回覧依頼するとともに、ホームページ等を活用してエリア事業の周知に努めた ・コロナ禍以前の規模で感謝祭を実施し、多くの利用者の来場があり好評であった ・健康増進と生きがいづくりを目的とした各種教室は、キャンセル待ちができる教室もあった			
直近3年 の実績	年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	目標	156,000	158,400	78,810	
	実績	92,585	77,355	89,080	
	達成率	59.3%	48.8%	113.0%	
令和7年度 の目標 (設定根拠)	目標	利用者数88,450人			
	設定根拠	令和6年度は空調更新工事(令和6年11月18日～令和7年1月31日)実施により実績人数は目標人数を下回ってしまったが、プールが休業していることを考慮して令和5年度実績を基準にして目標人数を設定した			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

<観点Ⅰ>の評価

	評価者	評価	コメント
評価 欄	指定管理者	B	空調更新工事(令和6年11月18日～令和7年1月31日まで)により、宿泊及び休憩・入浴は休止せざるを得なかったため、目標達成には至らなかった
	県 (所管課)	B	工事の影響もあり目標の達成には至らなかったが、「エリアだより」の配付や回覧、様々な企画の実施など顧客獲得のための取り組みを行っていることは評価できる。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和6年度 の実績	実績	97.4%		
	具体的な 取組と その効果	・アンケート用紙を館内2ヵ所に設置した他、毎月第2水曜日の休憩入浴半額デーの際にはアンケートに回答しやすいよう、玄関エントランスにテーブルや椅子を設置し満足度調査を実施した。 ・いただいたご意見は、運営会議や職員会議で共有し更なるサービス向上に努めた。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R3年度	R4年度	R5年度	
	81.6%	80.9%	86.4%	

＜観点Ⅱ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価 欄	指定管理者	A	寄せられたご意見は職員間で共有するとともに苦情解決処理委員会で報告し、第三者委員から意見や助言を得てお客様サービスの向上に努めた。
	県 (所管課)	A	アンケートに回答しやすい環境を整えたり、アンケート結果をもとにサービスの向上に努めたりすることで、97.4%ととても高い満足度を得ていることについては評価できる。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	経費の 低減実績	・空調更新工事が実施された期間の光熱水費の使用量は減であったが、前年度より単価が高かったため大幅な削減には至らなかった。
	具体的な 取組と その効果	・消耗品等は、お客様サービスの低下にならない範囲で経費の削減に努めた。 ・前日からの雪が積もった降雪時は、営業前からお客様が来館しやすいように除雪を実施し、日中も状況によっては除雪を実施するなどお客様サービスに努めた。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	収入の 増加実績	・空調更新工事が約2か月半実施され、宿泊及び休憩・入浴の収入がなかったが前年度比10.6%の減に抑えることができた。 ・空調更新工事中も営業できた会議研修等利用収入では前年度比10.2%の増であった
	具体的な 取組と その効果	空調更新工事後の2月1日に宿泊及び休憩・入浴利用再開に伴い、抽選会などのイベントを開催し利用促進を図った

＜観点Ⅲ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	空調更新工事が約2か月半実施され、宿泊及び休憩・入浴の収入がなかったことと、光熱水費の単価増により収入の増にはならなかった
	県 (所管課)	B	光熱費の使用量を削減したり、会議研修等利用収入を10.2%増加させたことは評価できる。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

＜観点Ⅳ＞ 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	・「エリアだより」を毎月作成し、市民サービスセンターに設置するほか御所野町内地区へ全戸回覧するとともに、ホームページや中央エリアバス停ポスターケースを利用してエリアの事業の周知に努めた。 ・エリア感謝祭をコロナ禍以前の規模で実施した。天候に恵まれ屋内外でのイベントが盛況であり、子供連れの家族を中心に好評を得た。 ・健康づくり事業で「自宅でできる腰痛対策講座」を実施した。実施時は終始楽しい雰囲気で行われ、参加された方々からも好評を得た。 ・空調更新工事後は、休憩入浴利用の方対象に抽選会を実施し休憩入浴の料金割引を行った。景品が当たって喜ぶお客様も見られ好評を得た。 ・協賛イベントとして、ミニ四駆団体とのミニ四駆大会を年4回、また親子体験教室を多目的ホールにて実施した。 ・健康と身体機能の維持を目的として各種教室に、若年から高齢の方まで幅広い世代の参加があったが、楽しく体操・太極拳教室は定員を超える申し込みがありキャンセル待ちができるほどの人気を得た。 ・世代間交流事業として、ごしょの保育園児・かわしり保育園児・ウエルハウス御所野入居者の方々による、さつまいもの苗植え及び収穫を行い交流を深めた。 ・アンケート用紙を館内2カ所に設置する他、毎月第2水曜日の休憩入浴半額デーの際、エントランスにアンケートに回答しやすいようテーブルや椅子を設置し、満足度調査を実施した。 - 寄せられたご意見は職員間で共有するとともに苦情解決処理委員会で報告し、第三者委員から意見や助言を得てお客様へのサービス向上に努めた。 ・こどもの日、県の記念日、敬老の日は休憩入浴料金を終日半額として、利用者のサービス向上に努めた。 ・建築基準法や各法令に基づき、職員による自主点検や業務委託による保守点検を実施した。建物や設備等の経年劣化が主因の故障や破損があり、事故の未然防止を含め利用者保護を最優先に行った。
--------------	---

＜観点Ⅳ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	屋内温水プールが改修中のため100%の集客環境ではないが、利用されるお客様に満足いただける事業の提案及び実施することで、活況を取り戻しつつある。
	県 (所管課)	B	指定管理業務について、実績報告のとおり適正に実施されている。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)

県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
地域・世代間交流や生きがいつくりの拠点として、子どもからお年寄りまで様々な年齢層に利用されており、利用者の健康増進及び生きがいつくりの創出に寄与している。
○施設運営の課題
建設から27年が経過し、施設の老朽化が課題となっている。屋根の改修工事により営業を休止している屋内温水プールについて、早期に営業を再開させる必要がある。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
屋内温水プールの屋根改修工事を着実に実施し、更なる利用者の増加を目指す。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和 年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上で公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>～<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和 年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者（施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）
県所管課（県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）

○秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例

平成十七年七月八日
秋田県条例第六十四号

秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例をここに公布する。

秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例

(設置)

第一条 高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を供与するとともに、高齢者の福祉に関し、相談に応じ、並びに情報の収集及び提供を行うため、秋田県中央地区老人福祉総合エリア(以下「エリア」という。)を秋田市御所野下堤五丁目一番地の一に設置する。

(使用の許可)

第二条 エリアの施設のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、屋内運動広場を貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

- 一 コミュニティセンターの会議室、研修室、視聴覚室、多目的ホール、茶室、文芸室、陶芸室、木工室及び宿泊室
- 二 屋内運動広場
- 三 緑地運動広場

(平二六条例四四・全改)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、エリアの管理上支障が生じたとき。

(使用料の徴収)

第四条 使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、施設の使用の都度徴収する。ただし、回数券による使用料については、これを発行するときに徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させ、又は分納させることができる。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第七条 エリアの管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 エリアの利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、エリアの管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってエリアの管理を行わなければならない。

(利用料金の収受)

第十条 [第七条](#)の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、使用の許可を受けて[第二条各号](#)に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者から利用料金を自己の収入として収受するものとする。この場合において、[第四条](#)から[第六条](#)までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

- 第十一条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。
- 2 知事は、[前項](#)の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、[同項](#)の承認をしなければならない。
- 一 [別表](#)の規定を基準として定められていること。
 - 二 [第八条第一項各号](#)に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。
 - 三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 3 知事は、[第一項](#)の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。
- 4 指定管理者は、[第一項](#)の承認を受けた利用料金をエリアにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第十三条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰ることができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(規則への委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、[次項](#)の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 [第十一条](#)の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- (秋田県中央地区老人福祉総合エリア等使用料徴収条例の廃止)
- 3 秋田県中央地区老人福祉総合エリア等使用料徴収条例(平成九年秋田県条例第十一号)は、廃止する。

附 則(平成一八年条例第一四号)
この条例は、公布の日から施行する。

- 附 則(平成二六年条例第四四号)
- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例第十一条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成二八年条例第三七号)
この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三一年条例第一四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第四条、第十一条関係)

(平一八条例一四・平二六条例四四・平二八条例三七・平三一条例一四・一部改正)

- 一 コミュニティセンター
(一) 施設使用料

区分	使用料の額
会議室	一時間につき 一、三六〇円
研修室	一時間につき 一、五七〇円
視聴覚室	一時間につき 一、五七〇円
多目的ホール	一時間につき 二、六二〇円
茶室	一時間につき 九〇〇円
文芸室	一時間につき 一、三六〇円

陶芸室		一時間につき 一、五七〇円
木工室		一時間につき 一、五七〇円
宿泊室	幼児	一人一泊につき 一、一五〇円
	小学校児童	一人一泊につき 二、三一〇円
	一般	一人一泊につき 三、一四〇円

備考

- 一 この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)の使用において、使用者が入場料(使用者が、いずれの名義とするかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。
- 三 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 四 この表における「小学校児童」には、これに準ずる者を含むものとする。

(二) 設備使用料

区分	使用料の額(一式一回につき)
一六ミリ用映写機	二、八三〇円
スライド用映写機	六一〇円
オーバーヘッドプロジェクター	六一〇円
プロジェクター	六一〇円
ビデオテープレコーダー	六一〇円

(三) 休憩使用料

区分		使用料の額
小学校児童		一人一回につき 三一〇円
一般		一人一回につき 六三〇円
回数券(六回券)	小学校児童	一、五七〇円
	一般	三、一四〇円

備考 この表における「小学校児童」には、これに準ずる者を含むものとする。

二 屋内運動広場、屋内温水プール及び緑地運動広場

区分		使用料の額
屋内運動広場		一面一時間につき 四五〇円
屋内温水プール	幼児、小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき 二一〇円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	一人一回につき 三七〇円
	一般	一人一回につき 五二〇円
屋内温水プール回数券(六回券)	幼児、小学校児童及び中学校生徒	一、〇五〇円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	一、八三〇円
	一般	二、六二〇円
緑地運動広場		一人一日につき 二〇〇円

備考

- 一 屋内運動広場の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 三 この表における「小学校児童」、「中学校生徒」及び「高等学校生徒及び高等専門学校の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 四 この表において「一回」とは、規則で定める時間帯のうちいずれか一の時間帯における使用をいう。